

議案第78号

加西市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

加西市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

平成26年11月28日提出

加西市長 西村 和平

加西市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

加西市消防団員等公務災害補償条例（昭和 42 年加西市条例第 55 号）の一部を次のように改正する。

附則第 4 条第 7 項第 1 号中「第 4 条第 2 項第 2 号、第 5 号若しくは第 10 号若しくは第 3 項第 2 号」を「第 13 条の 2 第 1 項第 1 号から第 3 号まで若しくは第 2 項第 1 号」に改め、同項第 2 号中「第 4 条第 2 項第 3 号、第 8 号、第 9 号又は第 13 号」を「第 13 条の 2 第 1 項第 4 号又は第 2 項第 2 号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の加西市消防団員等公務災害補償条例の規定は、平成 26 年 12 月 1 日から適用する。

(審議資料)

次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 28 号）により、児童扶養手当法（昭和 36 年法律第 238 号）の一部が改正されたことに伴い、引用する条文に条ずれが生じたため改正を行うもの。